



2025年6月16日

各 位

会社名 株式会社サイフューズ  
 代表者名 代表取締役 秋枝 静香  
 (コード番号: 4892 東証グロース)  
 問合せ先 取締役 CFO 経営管理部長 三條 真弘  
<https://www.cyfusebio.com/contact>

**第三者割当による第22回新株予約権（行使価額修正条項付）、第23回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年5月30日の当社取締役会決議により決定いたしました、第三者割当による第22回新株予約権（行使価額修正条項付）、第23回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、各々を「第22回新株予約権」、「第23回新株予約権」及び「第24回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（11,550,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2025年5月30日公表の「第三者割当による第22回新株予約権（行使価額修正条項付）、第23回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第24回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2025年6月16日
(2) 発行新株予約権数	18,000個 第22回新株予約権 13,000個 第23回新株予約権 2,500個 第24回新株予約権 2,500個
(3) 発行価額	総額 11,550,000円 （第22回新株予約権1個当たり850円、第23回新株予約権1個当たり100円、第24回新株予約権1個当たり100円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,800,000株（本新株予約権1個につき100株） 第22回新株予約権 1,300,000株 第23回新株予約権 250,000株 第24回新株予約権 250,000株 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。

	<p>第 22 回新株予約権に係る下限行使価額は 471 円ですが、下限行使価額においても、第 22 回新株予約権に係る潜在株式数は 1,300,000 株です。また、第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権に係る下限行使価額は当初 1,413 円ですが、下限行使価額においても、第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権に係る潜在株式数はそれぞれ 250,000 株です。</p>
(5) 調達資金の額	1,920,650,000 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額  第 22 回新株予約権 942 円  第 23 回新株予約権 1,413 円  第 24 回新株予約権 1,413 円</p> <p>第 22 回新株予約権の行使価額は、第 22 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の東京証券取引所における終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p> <p>当社は、株式市場の著しい混乱などの外部要因により、当社の株価に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合で、かつ資金調達を必要とするやむを得ない合理的な事由がある場合に限り、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」といいます。）によって、当社の株価及び出来高の推移、当該事象が当社の事業に及ぼす影響の程度、並びに資金調達の必要性の軽重等を総合的に勘案し、発行決議日前取引日の終値の 100%に相当する金額から発行決議日前取引日の終値の 50%に相当する金額の範囲内で合理的な事由に相応する限度まで、第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権に係る下限行使価額の修正を行うことができます。下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用されます。また、当社は上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。</p> <p>上記にかかわらず、第 22 回新株予約権が残存している場合、当社は、第 23 回新株予約権及び第 24 回新株予約権の下限行使価額の修正を行うことができません。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。

(8) 割当先	<p>株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）及び岡三証券株式会社（以下「岡三証券」といい、SBI証券と個別に又は総称して「割当先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によって、それぞれ以下のとおり本新株予約権を割り当てました。</p> <p>第22回新株予約権：SBI証券  第23回新株予約権：SBI証券  第24回新株予約権：岡三証券</p>
(9) 権利行使期間	2025年6月17日～2026年6月16日
(10) その他	<p>当社は、割当先との間で、本新株予約権に関する第三者割当て契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結いたしました。</p> <p>本第三者割当契約において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第23回新株予約権及び第24回新株予約権の下限行使価額の修正に係る割当先の事前承諾及び協力義務等</li> <li>・本新株予約権に係る各回号の行使順序</li> <li>・本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回</li> <li>・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回</li> <li>・割当先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> <p>また、割当先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。

以 上